



CSR レポート 2017



経営者メッセージ

日本において、「CSR」という言葉が使われ始めてから、15年くらい経つでしょうか。

近年、マスコミでの報道はもとより、お客さまから CSR アンケートなどで、「CSR 対応はどうなっているのか」というお問い合わせを沢山いただくようになり、CSR についての関心が加速度的に高まっているのを感じております。

ただ、「CSR の精神」自体はそれほど新しいものではありません。

その源流は、近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」という考え方の中にも見つけることができます。

この近江商人の考え方は、売り手と買い手がしっかりとした信頼関係をベースにして、双方ともが適正な利益を確保し、その利益を世間に再配分して、社会にも貢献し、好循環を作っていくというものです。

一方の側にだけ過剰な利益があったり、どこかに歪みがあったりすれば、長続きしないからです。これは企業の持続性の観点からも重要なポイントであると考えております。

今年は、弊社にとって創業 60 周年の節目の年にあたりますが、3月に、新・企業理念とともに CSR 方針を制定いたしました。「制定」といいますと、何か新しいもののようにも思われますが、自分たちの在り方の再確認という意味が強かったように感じております。

弊社の CSR 方針に目新しいことは何一つありません。当たり前のことを当たり前のようにやる。それが社会に対する一番の貢献なのだと考えております。

微力ではございますが、私たちの子孫が少しでも明るい未来を迎えられるように、人類の持続可能な発展に貢献してまいりたいと考えております。

代表取締役会長兼 CEO

小澤 恵二

マネジメント報告

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

JCU グループは、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としています。その実現のために、株主の皆さま、お客さま、従業員、取引先さま、地域社会など、さまざまな利害関係者との良好な関係を築きます。また、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築します。あわせて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めます。

企業統治の体制

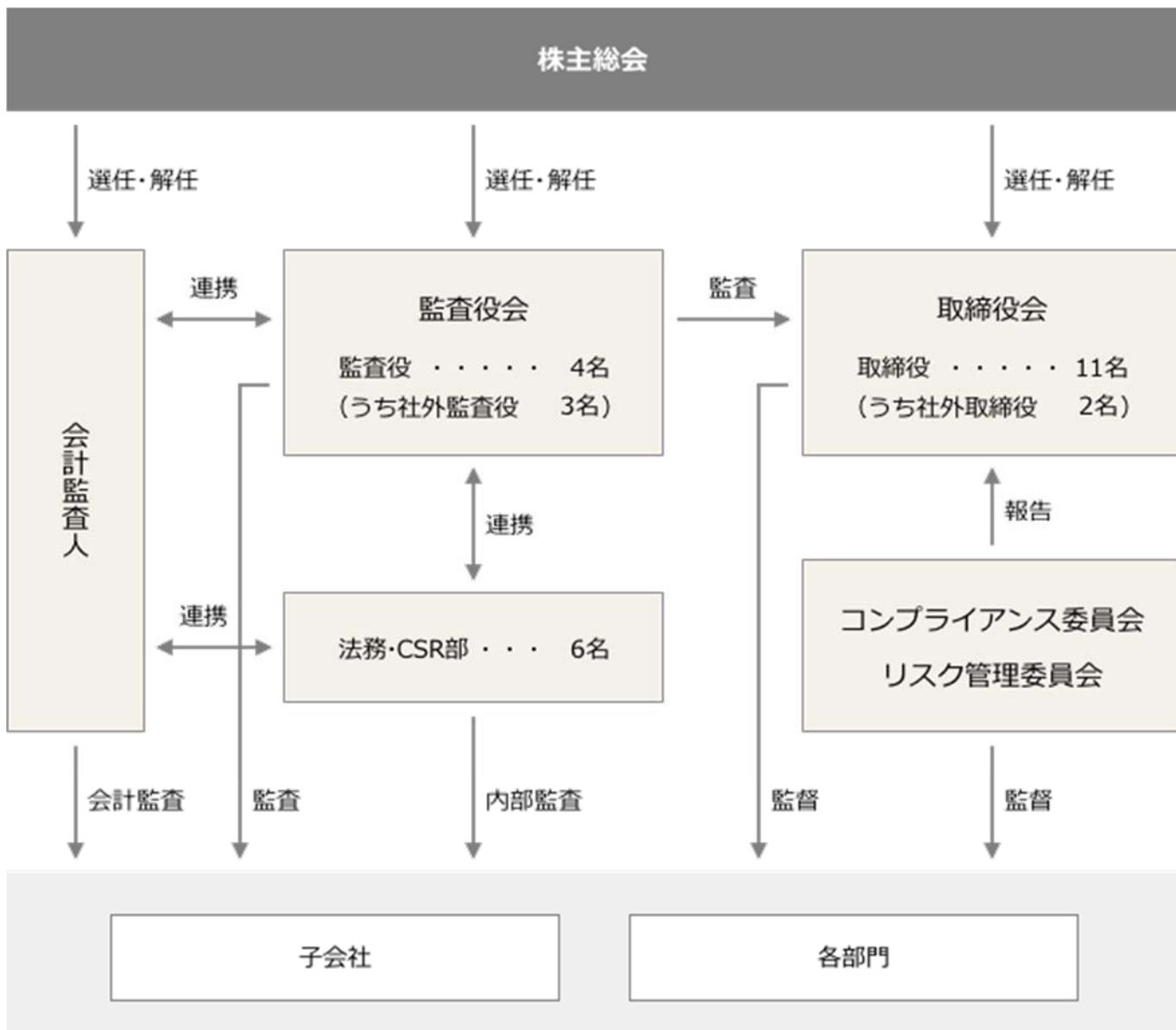
JCU には、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。また、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しています。さらに、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しています。

当社の取締役会は、取締役 11 名（うち社外取締役 2 名）で構成されており、原則として毎月 1 回以上開催して経営に関する重要事項を決定しています。

毎月 1 回開催する経営会議において業務遂行状況の分析、検討などを行っています。なお、経営会議には、取締役、監査役、執行役員が出席しています。

監査役会は常勤監査役 1 名と社外監査役 3 名で構成されています。監査役は原則として毎月 1 回の監査役会を開催するとともに、毎月開催される取締役会に出席するなどして業務の執行についての適法性、法的義務の履行状況などの監査を行っています。

体系図



リスクマネジメント

基本的な考え方

JCU は、経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しています。

リスク管理の体制

JCU は、代表取締役社長兼 COO を委員長とするリスク管理委員会を設置し、経営トップが自らリスクの把握・軽減に努めています。

実務的には、組織図上、経営トップの直下にある法務・CSR 部がリスク管理委員会の事務局を担い、全部門の協力を得ながら、リスクの把握・軽減に努めています。

事業継続マネジメント（BCM）の推進

JCU は、緊急事態の発生に対し事業を継続する事と、顧客への影響を最小限に抑えるために、事業継続計画を立案し、不測の事態に備える対応を実施しています。また、従業員に対しては説明会の開催、事業継続計画概要説明の配布を通じて、意識の向上を図っています。

事業継続計画内では、主な緊急事態として、大規模な地震、暴風、水害、火災、IT 障害、サプライチェーンの寸断を想定しています。

安否確認システムの導入

JCU は、事業継続計画の一環として、大規模災害やパンデミック（感染症の全国的・世界的大流行）時に従業員など対象者の安否状況を簡易かつ迅速に把握するための安否確認システムを導入しています。また、年 2 回、定期的に本システムを使った安否確認の訓練を実施し、緊急時に備えています。

コンプライアンス

基本的な考え方

JCU グループは、企業の社会的責任の重要性を認識し、その責任を果たすためにも、コンプライアンスに関する規範および倫理規範として「行動基準」を定めています。この規範に基づき、あらゆる企業活動の場面において、関係法令および社内規程を常に遵守し、すべての企業活動が正常な商習慣と社会倫理に適合したものとなるよう、コンプライアンスの推進を行っています。

[「行動基準」についてはこちらをご覧ください。](#)

コンプライアンス推進体制

JCU は、代表取締役会長兼 CEO を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、経営トップが自らコンプライアンスを推進しています。

実務的には、組織図上、経営トップの直下にある法務・CSR 部がコンプライアンス委員会の事務局を担い、全部門の協力を得ながら、コンプライアンス上の問題点の把握・改善に努めています。

コンプライアンスの取り組み

JCU グループは、コンプライアンスの基本的な考え方である「行動基準」を周知徹底するため、規則、ガイドラインの制定、研修、マニュアルの作成・配布などを行っています。また、問題点把握のためグループの内部監査を実施しています。

反社会的勢力排除の取り組み

JCU グループは、反社会的勢力排除の基本方針を掲げ、社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁および関連団体と協力しその排除に努めています。

CSR マネジメント

基本的な考え方

JCU グループは、「企業理念」と「CSR 方針」に基づき、社会の持続可能な発展に貢献するため CSR を推進しています。

企業理念

表面処理技術から未来を創造する ～ Explorer in Surface Engineering ～

私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。

これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

JCU グループ CSR 方針

私たちは、社会の持続可能な発展に貢献するために、4 つの CSR 方針を定めました。

- ・ 研究開発型企業として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。
- ・ 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。
- ・ ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。
- ・ 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公明正大な企業活動を行います。

JCU スピリット

私たちは、物事に対しては「熱意」をもって当り、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、即ち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組みます。

CSR マネジメント体制

JCU グループは、CSR 方針のもと継続的に CSR の推進を図っていくための体制を構築しています。また、JCU では、より一層の推進を行うため「法務・CSR 部」を 2017 年 4 月に設立し、CSR に関する課題や対策などについて当社経営会議や取締役会へ報告しています。取締役会では法務・CSR 部の報告に基づき、当社グループの経済、環境、社会影響に関する意思決定を行っています。

ステークホルダーとのコミュニケーション

JCU グループは、社会からの期待を確認するために、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを重視しています。

ステークホルダーとのコミュニケーション

ステークホルダー	コミュニケーション方法
お客さま	<ul style="list-style-type: none"> ・ お問い合わせ
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ EUCO の会との対話 ・ EUCO の会の各種イベント ・ 従業員アンケート ・ EAP プログラム
株主・投資家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会 ・ 決算説明会 ・ 株主通信 ・ お問い合わせ ・ ホームページでの情報開示 ・ 個別ミーティング
取引先さま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別に情報交換
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への取り組み

社会性報告

お客様


基本的な考え方

JCUグループは、常にお客さまの視点で考え、確かな品質と安全性の確保、きめ細やかなサポートにより、お客さまに安全・安心を届けます。

品質管理

JCUグループは、品質の維持、向上がお客さまの満足と信頼につながり、その結果、グループ全体の持続的な成長につながると考えます。当社グループでは「JCU品質方針」などの方針を定め、品質管理を行っています。また、国際規格である品質マネジメントシステム ISO9001 を国内の部門（生産本部、本社営業部、総合研究所など）で取得し、品質管理および製品品質の維持・向上を図っています。海外においても以下の事業所において ISO9001 を取得しています。

JCU 品質方針



J C U 品質方針

当社の経営理念および社会情勢・市場動向に基づき、品質方針を次のように定める。

- ・新たな表面処理技術を追究することにより、世界中のものづくりを支え、人々の生活を豊かにすることに貢献する。
- ・市場の要求に的確かつ迅速に対応し、顧客満足および世界的な市場シェア向上を追求する。
- ・地域・国に関係なく、すべての顧客に同じ品質の製品・サービスを提供する。

本方針を具現化するために、ISO 9001:2015 による品質マネジメントシステムを適用し、次を実施する。

- (1) 品質マネジメントシステムの有効性が発揮できるように、継続的な改善を推進する。
- (2) 各部署は業務上の課題に基づいて品質目標を策定し、その目標達成のために努力する。
- (3) 品質方針並びに品質マネジメントシステムを全従業員に周知徹底する。
- (4) 当社を取り巻く内外の環境の変化に対応し、必要に応じて、品質方針を見直す。

2017年 9月 1日
株式会社 JCU
生産本部長 松本 順一

国	対象事業所
中国	JCU（深圳）貿易有限公司
韓国	JCU KOREA CORPORATION
	JCU KOREA CORPORATION 天安工場
タイ	JCU (THAILAND) CO., LTD.
ベトナム	JCU VIETNAM CORPORATION
メキシコ	JCU AMERICA, S.A. DE C.V.

製品に関する情報開示

JCU グループは、製品に関する重要な情報であるラベルについて、化学品の危険有害性（ハザード）ごとに分類などを行う世界的に統一されたルール GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）に対応しています。なお製品ラベルは生産本部で作成し、日本語、英語のほかに、中国語と韓国語でも表示しています。

製品技術資料については総合研究所で作成し、営業部門の確認を経たのち、お客さまに交付しています。

安全性データシート（SDS/Safety Data Sheet）※も総合研究所で作成しています。GHS および日本の法令に準拠したもので、表記は日本語および英語です。各国の法令への対応については現地法人が把握し、対応しています。

※ 化学製品の安全な取り扱いと、化学製品に関わる事故を未然に防止することを目的に、製品の供給事業者から取り扱い事業者へ、該当製品ごとに配布する危険有害性などを記載した情報提供書のことです。

顧客情報の保護

JCU グループは、適正な顧客情報の取り扱いおよび保護のために、業務上知り得た顧客、購入先、販売パートナーその他の取引先などの情報を正当な目的以外に使用しないとともに、機密情報管理規程などに従い、開示・漏えいしないように厳重に管理します。

また JCU では「個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」「個人情報に関する方針」および「個人情報保護規程」を策定し、運用しています。

従業員

基本的な考え方

JCU グループは、従業員の持つ個々の能力を活用することが経営の大きな柱と考え、人材育成と働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

働きやすい職場環境

JCU グループは、従業員が安全に、安心して生き生きと働くことができる環境の整備を進めています。

雇用の定着

JCU グループは、従業員の定着のために取り組みをすすめています。2016 年度の JCU の離職率は、業界平均（製造業 7.1%^{※1}）より低い 1.9%^{※2}です。また、平均勤続年数は男性 12.9 年、女性 11.4 年となっています。業界平均（製造業 男性 15.2 年 女性 11.8 年^{※3}）より男性は低く、女性は同等で、新卒採用者数および中途採用者数が近年増加していることが主な原因です。

※1 厚生労働省「平成 28 年上半期雇用動向調査 結果の概況」より抜粋

※2 小数点第 2 位以下は四捨五入

※3 厚生労働省「平成 28 年賃金構造基本統計調査 結果の概況」より抜粋

勤続年数（単体）

	男性 (年)	女性 (年)	男女合計 (年)
2014 年度	12.5	11.7	12.3
2015 年度	12.8	11.4	12.4
2016 年度	12.9	11.4	12.5

ハラスメント対策

JCU は、ハラスメント対策として、社内のセクハラ・パワハラ相談窓口を設置しています。女性相談員を配置するとともに、イントラネットで周知し、相談しやすい環境づくりによる未然防止と問題解決、プライバシーの保護に努めています。

また、社外にメンタルヘルスを中心とした、セクハラ・パワハラなどにも対応する窓口を設けており（EAP/従業員補助プログラム）、実際に利用されています。EAP 講師によるメンタルヘルスケア研修やパンフレットとカードの配布、年 4 回のイントラネットでの情報発信などにより、利用者の普及およびメンタルヘルスのサポートに努めています。

社員研修状況（単体）

実施時期・期間	開催回数 (回)	研修内容
2014 年 9 月	2	EAP 契約時のオリエンテーション実施
2015 年 9 月～ 2016 年 3 月	4	メンタルヘルス研修実施（管理職向けラインケア）
2016 年 11 月	2	メンタルヘルス研修実施（主任以下向けセルフケア）

内部および外部通報窓口の設置

JCU は、当社グループの従業員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、その他当社および当社の子会社から賃金の支払いを受けて当社および当社の子会社に勤務し、または勤務していた者、アドバイザリー契約により就業規則が適用されるアドバイザーおよび派遣社員ならびに当社グループのお取引先さまの役職員からの組織的または個人的な法令違反行為などに関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、内部および外部通報窓口を設置しています。

詳細はこちらをご覧ください。 [和文](#) / [英文](#)

内部および外部通報窓口

弁護士法人トラスト&サービス

担当：北浦 一郎 弁護士

〒541-0042

大阪市中央区今橋四丁目3番6号淀屋橋 NAOビル9階

F A X : 06-6229-1200

メール : jcu.hotline@tslpc.com

多様性と機会均等

JCUグループは、多様性を尊重し、機会の均等を図っています。雇用条件についても性別などにおける差は設けていません。

労働

従業員数（単体）

	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	女性比率 (%)
2014年度	191	61	252	24.2
2015年度	195	63	258	24.4
2016年度	203	66	269	24.5

正社員比率（単体）

	従業員数 (人)	年平均パート・派遣社員数 (人)	合計 (人)	正社員比率 (%)
2014年度	252	6	258	97.7
2015年度	258	11	269	95.9
2016年度	269	14	283	95.1

女性管理職比率（単体）

副参事以上	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	女性管理職比率 (%)
2014 年度	96	18	114	15.8
2015 年度	103	17	120	14.2
2016 年度	103	17	120	14.2

外国人従業員数（単体）

	外国人従業員数 (人)
2014 年 3 月末	7
2015 年 3 月末	7
2016 年 3 月末	6

障がい者雇用（単体）

	該当者数 (人)	障がい者雇用率 [※] (%)
2014 年度	2	1.06
2015 年度	2	1.02
2016 年度	2	0.99

※ 出向者を含む

育児と介護

JCU では多様性を生かして働いてもらうため、育児休業制度についても法定を上回る育児休業制度や男性従業員も利用している育児短時間勤務制度を設けています。また、同様に介護休業制度も設けています。

産休取得者数（単体）

	産休取得者数 (人)
2014 年度	3
2015 年度	6
2016 年度	2

育児休業取得者数（単体）

	取得男性 (人)	取得女性 (人)	権利者数 (人)	取得者数比率 (%)	復職率 (%)
2014 年度	0	2	9	22.2	100
2015 年度	0	6	17	35.3	100
2016 年度	0	2	5	40.0	100

<産休、育児休業、介護休業制度の概要>

産休の制度

- ・産前 8 週間・産後 8 週間

育児休業制度

- ・1 歳 6 カ月まで(最長)

育児短時間勤務

- ・1 歳以上 3 歳に達するまでの子と同居し養育する従業員は 1 日 2 時間を限度とする育児短時間勤務を利用できます(有給で 2 時間)。
- ・3 歳以上小学校の始期に達するまでは 1 日 2 時間を限度とする育児短時間勤務を利用できません(有給で 1 時間および無給で 1 時間)。
- ・小学校在学中は 1 日 1 時間を限度とする育児短時間勤務を利用できます(無給で 1 時間)。

その他

- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は申し出により、育児のための深夜業の制限、子の看護休暇(無給)、時間外労働の制限を条件により利用できます。
- ・3 歳に満たない子を養育する従業員は申し出により、育児のための所定外労働の免除を条件により受けられません。

介護休業制度

- ・一人につき通算 93 日以内

介護短時間勤務

- ・一人につき通算 93 日以内

人材育成

JCU は、従業員のキャリアアップのための階層別研修制度を整備しています。新入社員研修では営業研修、生産本部での工場研修、総合研究所での技術研修をあわせて約 2 カ月間行い、当社の表面処理技術の第一線の現場を体験し、よりよい製品・サービスを提供するために必要な知識の習得を行っています。情報セキュリティー教育では全従業員を対象に情報社会におけるリスクを理解し、リスクを低減するための対策を行っています。また、組織のグローバル化に対応した語学研修や海外語学留学などの研修プログラムや資格取得奨励・通信教育補助制度も用意し、従業員の成長をサポートしています。

人材育成のための研修プログラム

役職	参考年代	階層別研修	グローバル人材育成研修	全社共通教育研修	自己啓発
管理職	40代～	管理職研修 昇格者研修	社内語学研修（英語・中国語） 海外語学留学	コンプライアンス・情報セキュリティー教育 メンタルヘルスケア研修	資格取得奨励・通信教育補助制度 外部セミナーへの自主参加
中堅社員	30代～	主務と主任研修 昇格者研修			
若手社員	20代後半～	フォローアップ研修			
新入社員	20代前半～	新入社員研修・OJT研修 フォローアップ研修（6ヶ月後）			
内定者		入社前研修			

研修

語学研修参加者数（単体）

・社員の能力向上、自己啓発活動の推進のために行っています。

	英会話 (人)	中国語 (人)
2015年度	50	10
2016年度*	76	12

※ 2016年度分の開催期間は2017年7月まで

海外語学留学参加者数（単体）

・グローバルに活躍できる人材育成を目的としています。

	海外語学留学参加者 (人)
2012 年度	4
2013 年度	3
2014 年度	3
2015 年度	6
2016 年度	3

労働安全

JCU は、労働安全衛生に関する規程「安全衛生管理規程」を策定し、それに基づき従業員の安全確保に努めています。また本社、総合研究所、生産本部において月 1 回の安全衛生に関わる委員会を開催しています。

委員会前のパトロールの実施やヒヤリハットの洗い出し、消防・避難訓練の実施などを行い、安全衛生に関する意識を高めて安全な職場を実現するための取り組みを行っています。

健全な労使関係

JCU には、役員・従業員などの福祉および相互の親睦を図る目的で、「EUCO の会」という社内団体があります。各部署から選出された幹事を中心に、会社に労働条件の改善提案を行ったり、各種クラブ活動や社員旅行などの企画・運営を行ったりしています。

なお、「EUCO の会」の「EUCO」は、以前の社名が荏原ユーザライト株式会社（Ebara Udylite Corporation）であったことから名付けられたものです。

人権の尊重

JCUグループは、人種、信条、性別、年齢、社会的身分、国籍、民族、宗教、障がいの有無などにより差別を行わないことを行動基準に掲げています。また、すべての事業所で児童労働・強制労働が行われていないことも確認しています。

[「行動基準」についてはこちらをご覧ください。](#)

取引先さま

基本的な考え方

JCUグループは、公平・公正な取引により、取引先さまとの相互の信頼関係を築き、安心して共に発展できる企業を目指します。

紛争鉱物への対応

JCUは、サプライチェーンにおける紛争鉱物の使用についての調査を実施しています。調査の結果、武装勢力に関わる紛争鉱物の使用は確認されていません。

内部および外部通報窓口の設置

JCUは、当社グループの従業員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、その他当社および当社の子会社から賃金の支払いを受けて当社および当社の子会社に勤務し、または勤務していた者、アドバイザリー契約により就業規則が適用されるアドバイザーおよび派遣社員ならびに当社グループのお取引先さまの役職員からの組織的または個人的な法令違反行為などに関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、内部および外部通報窓口を設置しています。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。 [和文](#) / [英文](#)

内部および外部通報窓口

弁護士法人トラスト&サービス

担当：北浦 一郎 弁護士

〒541-0042

大阪市中央区今橋四丁目 3 番 6 号淀屋橋 NAO ビル 9 階

F A X : 06-6229-1200

メール : jcu.hotline@tslpc.com

地域への取り組み

基本的な考え方

JCU グループは、「ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。」という CSR 方針のもと、良き企業市民として地域社会に貢献することが社会的責任のひとつと考え、地域の皆さまとともに安心・快適に暮らせる社会をつくっていきます。

地域への取り組み

JCU グループは、地域社会に貢献するための活動を行っています。

災害支援

災害時に寄付行為（義援金、物資等）を行っています。

年月	概要	金額・物資
2010年6月	宮崎県口蹄疫（こうていえき）義援金	200,000円
2011年3月	東日本大震災義援金 東日本大震災支援物資	9,093,000円 1,128,100円分
2013年11月	フィリピン台風義援金	5,000,000円

年月	概要	金額・物資
2016年4月	熊本地震支援物資	「富士桜長命水」2.5万リットル（一部供給先の富士桜命水株式会社さま提供）

清掃活動

生産本部（新潟県上越市）では年に2回、工場周りのごみを拾い、地域の美化活動に貢献しています。2016年度は5月と11月に開催し、基本的には従業員全員が参加しています。



地域との交流

総合研究所（神奈川県川崎市）では、隣接している畑でブルーベリー狩りや落花生掘体験などを行い、地域の皆さまとの交流を図っています。落花生掘体験は2016年度には10月に行い、約17名の従業員とその家族が参加しました。



株主・投資家

基本的な考え方

JCU は、積極的な情報開示と株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションにより、経営の健全性と透明性を高め、持続的な成長と株主価値の向上を図ります。

適切な情報開示

JCU は、適切な情報開示を行うため、ディスクロージャー委員会を設け、証券取引所の定める適時開示規則の遵守はもとより、投資判断に影響を与えると判断した情報は積極的に開示するよう努めます。また、ディスクロージャーポリシーをホームページでどなたにでも閲覧いただけるようにしています。

投資家とのコミュニケーション


JCU は、株主総会のほかに、機関投資家や証券アナリスト向けの決算説明会を半期ごとに行い、株主・投資家の方との対話を行っています。また、サイレント期間を除いた年間を通して、個別ミーティングに対応しています。

このほか、株主通信の発行やホームページによる情報開示を通して、業績・財務情報に加え、トピックス情報の発信も行っています。また、海外の投資家向けに英文の決算短信の発信を行っています。

基本的な考え方

JCUグループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するよう努めています。

JCU 品質方針



J C U 環境方針

当社は、めっきを中心とした表面処理用薬品の製造・販売を主業務としており、電子機器の小型化・高密度化、ならびに自動車や生活用品の外観および耐食性の向上など、社会の発展や生活の快適化に大いに貢献するとともに、省資源・省エネルギーなど環境保全にも寄与している。

一方、製品の開発・製造などの事業活動にあたっては、電力・水などの環境資源を消費するだけでなく、廃棄物や洗浄水として化学物質を環境に排出している。

さらに、当社が供給した製品が使用されることによっても、化学物質の排出やエネルギーの消費など、環境に影響を及ぼしている。

これらのことを勘案し、『JCU環境方針』を下記に定め、さらなる環境保全に努力するものである。

1. 化学物質の適正な管理を徹底するとともに、異常時や緊急時でも環境汚染が最小限となるよう、防止対策を確実に実施する。
2. 製品由来の環境影響を極力低減するよう、環境負荷の低減に配慮した製品およびプロセスの研究・開発に努め、なおかつ製品中の環境管理物質の管理を徹底する。
3. 廃棄物の減量化および省エネルギー・省資源化を推進する。
4. 環境管理システムを効果的に運用し、かつ継続的に改善する。
5. 環境に関する法令・規制ならびに、当社が同意した顧客要求事項を順守する。
6. 本環境方針は、当社内および当社が業務委託したすべての企業・団体や作業者に周知するとともに、一般の人々が閲覧できるようにする。

2015年 9月 1日
株式会社JCU
生産本部長 松本 順一

環境マネジメント体制

JCU は、環境方針を実現するため、生産本部長を環境マネジメントの最高責任者とし、管理責任者のもと各事業所に副管理責任者を設置して体制を構築しています。

総合研究所および生産本部では環境関係データおよび関連法令のとりまとめをして、具体的な環境保全活動を推進しています。

また、当社は、ISO14001 の認証取得を推進しています。研究・開発拠点である総合研究所、製造拠点である生産本部ではすでに ISO14001 の認証を取得しマネジメントを行っています。海外においても以下の事業所において ISO14001 を取得しています。

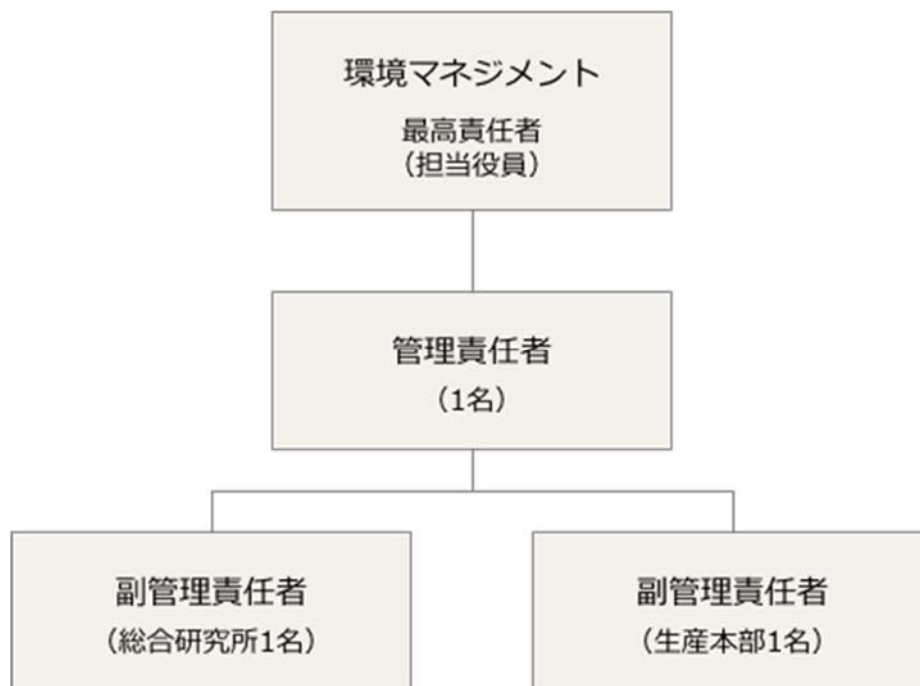
国内拠点の ISO14001 認証取得概要

対象事業所	総合研究所、生産本部
登録日	2000年5月29日
登録番号	JCQA-E-0143
認証機関	日本化学キューエイ株式会社（JCQA）

海外拠点の ISO 認証取得状況

国	対象事業所
中国	JCU（深圳）貿易有限公司
韓国	JCU KOREA CORPORATION
	JCU KOREA CORPORATION 天安工場
タイ	JCU (THAILAND) CO., LTD.
ベトナム	JCU VIETNAM CORPORATION

環境マネジメント体制図



環境行動計画

JCU グループは、環境に関する主要テーマについて、各拠点で目標を定め、取り組みを行っています。

総合研究所では、化学物質の保管・在庫管理の徹底を目標にしており、2016 年度に薬品管理システムを導入し、化学物質の一括管理を始めました。

法令への対応

JCU グループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するために、関係法令および各種規制を遵守しています。該当する法令・規制に関しては全社的に確認して共通認識とし、意識の向上を図っています。また、欧州の RoHS 指令（有害物質使用制限指令）にも対応し、指定される有害物質の使用を制限しています。

なお、2016 年度は法令違反および罰金の支払いなどはありませんでした。

原材料

基本的な考え方

JCUグループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するため、原材料など資源の有効活用に取り組んでいます。

原材料のリサイクル

JCUグループは、リサイクルなどを通じて、資源利用の削減に取り組んでいます。

総合研究所では研究・開発などに使用する貴金属めっき液および貴金属めっきを施した加工サンプルなどは回収し、リサイクルすることにより資源を有効に活用しています。

エネルギー

基本的な考え方

JCUグループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するため、エネルギーの効率的な利用に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの利用

JCUグループは、温室効果ガスを削減できる再生可能エネルギーの利用を促進しています。

生産本部では太陽光発電設備を設置し、環境に配慮したエネルギーを活用して火力発電由来のCO₂排出量の削減に貢献しています。

自家発電消費量の推移（太陽光発電設備容量 100kW）

	電気使用量 ^{※1} (kWh)	自家発電消費量 ^{※2} (kWh)	自家発電率 (%)
2014 年度	708,864	90,780	12.8
2015 年度	667,342	89,884	13.5
2016 年度	688,104	89,796	13.0

※1 使用電気量=購入量+発電量-売電量

※2 売電量を除く

太陽光発電設備導入効果

火力発電所の稼働率低下に寄与することで環境貢献効果が期待されます。

	CO ₂ 排出削減量 ^{※1} (t-CO ₂ /年)	NO _x 排出削減量 ^{※2} (kg-NO _x /年)	SO _x 排出削減量 ^{※3} (kg-SO _x /年)
2014 年度 ^{※4}	54	25	20
2015 年度 ^{※5}	51	24	19
2016 年度 ^{※6}	50	22	15

※1 東北電力公表値より二酸化炭素（CO₂）実排出係数を使用

※2 東北電力公表値より窒素酸化物（NO_x）排出原単位を使用

※3 東北電力公表値より硫黄酸化物（SO_x）排出原単位を使用

※4 2013 年度実績の各係数を使用

※5 2014 年度実績の各係数を使用

※6 2015 年度実績の各係数を使用

また、新規事業統括部では、太陽光発電設備の設置および機器の販売を行っている他、北海道滝川市において設備容量 1,000kW の太陽光発電所を運用中です。

水

基本的な考え方

JCU グループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するため、水使用量を把握しています。

水使用量の把握

JCU グループは、研究開発や製造において多くの水を使用しています。総合研究所と生産本部では水使用量の把握に努めており、2016 年度の取水量は約 18 千 m^3 となります。

総合研究所では拡販のためのサンプル加工が多くなったことにより、水使用量が増えています。また生産本部では製品生産量あたりの水使用量に年度ごとの大きな差はありませんでした。今後も環境への影響を考え水使用量の低減に努めます。

水使用量

	総合研究所 (m^3)	生産本部 (m^3)
2012 年度	3,687	11,725
2013 年度	3,514	12,445
2014 年度	3,577	12,498
2015 年度	4,417	13,289
2016 年度	4,519	13,479

汚染・廃棄物

基本的な考え方

JCU グループは、地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するため、事業所からの水質汚濁、大気汚染や土壌汚染などに関する法令を遵守し、環境負荷物質の削減に取り組んでいます。

排液の適正な処理

JCU グループは、開発および製造拠点での排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しています。

総合研究所および生産本部では、開発・研究・製造の過程で排出される排液について、社内の排水処理設備にて中和沈殿処理を行い、分析し、法令を遵守した基準値内であることを確認した上で排出しています。

また、生産本部では、中和処理のほかに濃縮処理も行っており、減容化した後、産業廃棄物として適正に処理しています。

化学物質の適正な管理

JCU グループは、環境化学物質を適正に管理し、環境負荷を低減しています。

総合研究所では、溶液の入っている容器が転倒しないよう防止策をとるとともに、防液堤、ピットや側溝を設置することで外部への漏えいを防止しています。生産本部では、屋外タンクの防油堤、ピットや側溝の設置により漏えい防止策をしています。

大気排出物の浄化

JCU グループは、大気排出物が周辺環境に影響を与えないよう浄化を行っており、定期的な環境測定を実施することで、適正な環境の維持に努めています。

総合研究所では、排気洗浄塔があり、浄化してから排出しています。排出ガスの分析は、1年に一度、専門の機関に依頼し問題がないことを確認しています。

生産本部では、排出ガスに含まれる有害物質の放出を防止するために、排気洗浄塔を設置しています。1年に一度排出ガスの測定を行い、分析を専門の機関に依頼して問題のないことを確認しています。

また、設置しているボイラー・冷温水発生機については、ばいじん・窒素酸化物の測定を半年に一度行い、専門の機関に分析を依頼して問題がないことを確認しています。

廃棄物の削減

JCU グループは、資源を有効に活用し廃棄物の削減に努めています。

輸送で利用する1トンコンテナについてはお客さまとの間、または取引先さまとの間で往復させ、リユースしています。

製品およびサービス

基本的な考え方

JCU グループは、「これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。」という企業理念のもと、研究開発型企業として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。

環境配慮型製品

ウイスカ[※]抑制スズめっき

電子部品向けめっき「ウイスカ抑制スズめっき」を製造・販売しています。本製品は鉛を使用しておらず、人体への影響や環境負荷の少ない製品です。

鉛はめっきとしての性能が優れていることから、以前はスズ-鉛めっきとして使用していました。しかし、鉛は人体や環境に及ぼす影響が大きいことから、現在は使用が規制されています。

この規制を受け、鉛フリー（鉛のっていない）のめっき（純スズめっき）が開発されましたが、鉛フリーでは「ウイスカ」という異物が発生するという別の問題が生じました。

そこで、鉛フリーを維持しつつ、ウイスカが発生しない製品を開発しました。それが「ウイスカ抑制スズめっき」です。

※ ウイスカとは、猫のひげのような針状の異物のことで、電子部品のめっき部分にこのウイスカが生じると、その電子部品を使った機器がショートする。

各種 3 価クロムめっきプロセス

装飾部品向け「各種 3 価クロムめっきプロセス」を製造・販売しています。従来はめっき液に 6 価クロム化合物を含有していましたが、作業環境や人体への負荷を減らすため、6 価クロム化合物を使用しない製品です。

これらの製品以外にも環境に配慮した製品・技術の開発に取り組んでいます。

編集方針・ダウンロード

編集方針

本サイトは、JCUグループがCSRに関し、どのような考え方にに基づき、どのような取り組みを行っているのかを、ステークホルダーの皆さまにご報告することを目的としています。

今回（2017年11月）、当社グループとして初めてのCSR報告書を発行するにあたり、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを充実させながら、よりわかりやすくお伝えできるよう努めました。

また、この報告書は、当社グループの役員・従業員のCSRについての関心と意識を高めることも目的としています。今年度新たに制定した新しい企業理念、CSR方針およびJCUスピリットの下、今後も当社グループの役員・従業員一人ひとりが高い関心と意識をもち、CSRの取り組みを充実させていきます。

対象期間

2016年度（2016年4月～2017年3月）を中心としていますが、一部2017年度の内容も含まれています。

対象範囲

株式会社JCUおよび子会社15社
対象範囲と異なる場合については、注釈を明記しています。

参考にしたガイドライン

GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」
財団法人日本規格協会「ISO26000：2010」

発行日

2017年11月（次回発行予定：2018年9月）

本報告書に関する問い合わせ先

株式会社JCU 法務・CSR部 法務・CSR推進室
〒110-0015
東京都台東区東上野4-8-1 TIXTOWER UENO 16F
TEL: 03-6895-7001

GRI ガイドライン対照表

本報告書には、GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版」による標準開示項目の情報を記載しています。

項目	指標	記載ページ
戦略および分析		
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	経営者メッセージ
G4-2	主要な影響、リスクと機会	マネジメント報告 > リスクマネジメント 会社情報 > 事業継続計画
組織のプロフィール		
G4-3	組織の名称	会社情報 > 会社概要
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	マネジメント報告 > CSR マネジメント 会社情報 > 会社概要 製品情報 > 製品情報一覧
G4-5	組織の本社の所在地	会社情報 > 会社概要
G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	会社情報 > 国内拠点 会社情報 > 海外拠点 有価証券報告書
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態	会社情報 > 会社概要 有価証券報告書
G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	会社情報 > 事業内容
G4-9	・組織の規模	会社情報 > 会社概要 有価証券報告書
G4-10	・雇用契約別および男女別の総従業員数 ・雇用の種類別、男女別の総正社員数	社会性報告 > 従業員 有価証券報告書

	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 ・地域別、男女別の総労働力 ・組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か ・雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動） 	
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	－
G4-12	組織のサプライチェーン	－
G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実	トピックス一覧 IR ニュース
外部のイニシアティブへのコミットメント		
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	マネジメント報告 > リスクマネジメント 環境報告 > 環境マネジメント 会社情報 > 事業継続計画
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	－
G4-16	<p>（企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにある会員資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス組織において役職を有しているもの ・プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 	－
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー		
G4-17	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 ・組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいづれかが報告書の掲載から外れていることはないか 	会社情報 > 国内拠点 会社情報 > 海外拠点 有価証券報告書
G4-18	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス ・組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか 	編集方針・ダウンロード
G4-19	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面	－

G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	－
G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	－
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	－
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	－
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	マネジメント報告> CSR マネジメント> ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	－
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）	マネジメント報告> CSR マネジメント> ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）	－
報告書のプロフィール		
G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	編集方針
G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）	－
G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）	編集方針
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口	編集方針 お問い合わせ
GRI 内容索引		
G4-32	<ul style="list-style-type: none"> ・組織が選択した「準拠」のオプション ・選択したオプションの GRI 内容索引 ・報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報 	GRI ガイドライン対照表
保証		
G4-33	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 ・サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 ・組織と保証の提供者の関係 	－

	・最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	
ガバナンス		
ガバナンスの構造と構成		
G4-34	組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）	コーポレート・ガバナンス報告書 マネジメント報告> コーポレート・ガバナンス > 企業統治の体制 マネジメント報告> CSR マネジメ ント > CSR マネジメント体制
G4-35	最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス	—
G4-36	組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か	—
G4-37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス	—
G4-38	最高ガバナンス組織およびその委員会の構成	コーポレート・ガバナンス報告書
G4-39	最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か	コーポレート・ガバナンス報告書
G4-40	最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス	定時株主総会招集ご通知 コーポレート・ガバナンス報告書
G4-41	最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス	コーポレート・ガバナンス報告書
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割		
G4-42	経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	—
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価		
G4-43	経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を 発展・強化するために講じた対策	—
G4-44	・最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス ・最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わ	—

	るパフォーマンスの評価に対応して講じた措置	
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割		
G4-45	<p>・経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割</p> <p>・ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か</p>	—
G4-46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割	—
G4-47	最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	—
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割		
G4-48	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	—
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割		
G4-49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	コーポレート・ガバナンス報告書
G4-50	最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段	—
報酬とインセンティブ		
G4-51	最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針	コーポレート・ガバナンス報告書
G4-52	報酬の決定プロセス	コーポレート・ガバナンス報告書
G4-53	報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか	—
G4-54	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率	—
G4-55	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率	—

G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	会社情報> 企業理念と行動基準 マネジメント報告> コンプライアンス
G4-57	倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）	コーポレート・ガバナンス報告書 社会性報告> 従業員 > 内部および外部通報窓口の設置
G4-58	非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）	コーポレート・ガバナンス報告書 社会性報告> 従業員 > 内部および外部通報窓口の設置

マネジメント手法の開示項目に関する手引き

G4-DMA	<p>a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。</p> <p>b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。</p> <p>c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ・ マネジメント手法の評価結果 ・ マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 	—
--------	---	---

カテゴリー：経済

側面：経済パフォーマンス

G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	有価証券報告書
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	—
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	有価証券報告書
G4-EC4	政府から受けた財務援助	—

側面：地域での存在感

G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	—
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	—

側面：間接的な経済影響

G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	—
--------	-----------------------	---

G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	—
側面：調達慣行		
G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	—
カテゴリ：環境		
側面：原材料		
G4-EN1	使用原材料の重量または量	—
G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	—
側面：エネルギー		
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	環境報告> エネルギー > 再生可能エネルギーの利用
G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	—
G4-EN5	エネルギー原単位	—
G4-EN6	エネルギー消費の削減量	環境報告> エネルギー > 再生可能エネルギーの利用
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	—
側面：水		
G4-EN8	水源別の総取水量	環境報告> 水 > 水使用量の把握
G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	—
側面：生物多様性		
G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	—
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	—
G4-EN13	保護または復元されている生息地	—
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数	—
側面：大気への排出		
G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 1）	—
G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 2）	—
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ 3）	—
G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	—

G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	－
G4-EN20	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	－
G4-EN21	NO _x 、SO _x 、およびその他の重大な大気排出	環境報告> エネルギー > 再生可能エネルギーの利用
側面：排水および廃棄物		
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	－
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	－
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	－
G4-EN25	バーゼル条約付属文書 I、II、III、VII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	－
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	－
側面：製品およびサービス		
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	－
G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）	－
側面：コンプライアンス		
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	環境報告> 環境マネジメント > 法令への対応
側面：輸送・移動		
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	環境報告> 汚染・廃棄物 > 廃棄物の削減
側面：環境全般		
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種類別）	－
側面：サプライヤーの環境評価		
G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	－
G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	－
側面：環境に関する苦情処理制度		
G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	－
カテゴリー：社会		
サブカテゴリー：労働慣行とディーセント・ワーク		

側面：雇用		
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	社会性報告> 従業員 > 雇用の定着
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	社会性報告> 従業員 > 多様性と機会均等
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	社会性報告> 従業員 > 多様性と機会均等
側面：労使関係		
G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	-
側面：労働安全衛生		
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	-
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	-
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	-
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	-
側面：研修および教育		
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	社会性報告> 従業員 > 人材育成
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	-
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	-
側面：多様性と機会均等		
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	有価証券報告書 社会性報告> 従業員 > 多様性と機会均等
側面：男女同一報酬		
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）	社会性報告> 従業員 > 多様性と機会均等
側面：サプライヤーの労働慣行評価		
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの-	-

	比率	
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	-
側面：労働慣行に関する苦情処理制度		
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	-
サブカテゴリー：人権		
側面：投資		
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	-
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	-
側面：非差別		
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	-
側面：結社の自由と団体交渉		
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	-
側面：児童労働		
G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	社会性報告> 従業員 > 人権の尊重
側面：強制労働		
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	社会性報告> 従業員 > 人権の尊重
側面：保安慣行		
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	-
側面：先住民の権利		
G4-HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	-
側面：人権評価		
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	-
側面：サプライヤーの人権評価		
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	-

G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	—
側面：人権に関する苦情処理制度		
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	—
サブカテゴリー：社会		
側面：地域コミュニティ		
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	社会性報告> 地域への取り組み
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	—
側面：腐敗防止		
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	—
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	行動基準 マネジメント報告> コンプライアンス
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	—
側面：公共政策		
G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	—
側面：反競争的行為		
G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	—
側面：コンプライアンス		
G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	—
側面：サプライヤーの社会への影響評価		
G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—
G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	—
側面：社会への影響に関する苦情処理制度		

G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、 解決を図ったものの件数	—
サブカテゴリー：製品責任		
側面：顧客の安全衛生		
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図って いるものの比率	—
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関す る規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	—
側面：製品およびサービスのラベリング		
G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めて いる場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類 と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービス の比率	社会性報告 > お客さま > 製品に関 する情報開示
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的 規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	—
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	—
側面：マーケティング・コミュニケーション		
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	—
G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポン サー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 （結果の種類別）	—
側面：顧客プライバシー		
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された 不服申立の総件数	社会性報告 > お客さま > 顧客情報 の保護
側面：コンプライアンス		
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する 相当額以上の罰金金額	—